

第4原則 自治と自立⁸⁾

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行う場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

第5原則 教育、研修および広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する⁹⁾。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間の協同

協同組合は、^{ローカル}地域的、全国的、(国を超えた)^{リージョナル}広域的¹⁰⁾、国際的な組織をつうじて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 ^{コミュニティ}地域社会への関与¹¹⁾

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、^{コミュニティ}地域社会の持続可能な発展のために活動する。

訳注

- 1) associationについては、「人と人の結合体」という意味で「組織」の訳語をあてた。
- 2) enterpriseについては、「事業を行う実体」という意味で「事業体」という訳語を採用した。
- 3) honestyについては、「誠実」と「正直」に訳語が分かれたが、組合員の倫理的価値として後者をとった。
- 4) membershipについては会員制組織という意味で「組合員制」の訳語をあてた。
- 5) elected representativesについては総代も含めるが、主として理事を指していることから「選出された役員」という訳語をとった。
- 6) common propertyについては法律上の共有、合有、総有を含むことから「共同の財産」の訳語が適切であると考えた。
- 7) compensationについては「配当」と「利子」に訳語が分かれたが、マクファーソン博士のバックグラウンド・ペーパーを踏まえて後者をとった。
- 8) autonomy と independence については定義との関連も含めて「自治と自立」の訳語を採用した。
- 9) 協同組合で使用されている慣行から、trainingは「研修」、managersは「マネジャー」、employeesは「職員」の訳語を採用した。
- 10) regionalについては、アジアなど複数の国を含む概念であるとともに「環日本海圏」のように近隣の「地方」を含む、国を超えた概念であることから「(国を超えた)^{リージョナル}広域的」という訳語を採用した。
- 11) communityについては、これが地理的概念より広がりをもったもの^{コミュニティ}であることについてはコンセンサスがあったが、主として地域社会を指していることから「地域社会」とした。Concernについては「関心」では弱いという指摘もあり、「関与」の訳語を採用した。